別表十五の二

令二・四・一以後終了連結事業年度分

交際費等の損金算入に関する明細書

連結事業年度	・・ ・・	法人名	

支出交際費等の額の合計額 (20の⑤)	1	円	損金算入限度額 (2)又は(3)	4	円
支出接待飲食費損金算入基準額 (21の⑤)×50/100	2		損金不算入額 (1)－(4)	5	
中小連結法人の定額控除限度額 [(1)の金額又は800万円×12/相当額のうち少ない金額]	3				

法人名						計
科目		①	②	③	④	⑤
交際費	6	円				
	7					
○ ○ ○	8					
	9					
	10					
	11					
	12					
	13					
	14					
	15					
	16					
	17					
支出額の合計額	18					円
交際費等の額から控除される費用の額の合計額	19					
差引交際費等の額 (18)－(19)	20					
同上のうち接待飲食費の額	21					
個別帰属損金不算入額 支出接待飲食費損金算入基準の適用がある場合又は支出交際費等の損金算入額がない場合 (20)－(21)×50/100	22					
個別帰属損金不算入額 同上以外の場合 (5)×[(20の①)、(20の②)、(20の③)又は(20の④)]/(20の⑤)	23					

【No.２】当連結事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.61】交際費等の額に係る控除対象外消費税額等を支出交際費等の額に含めていますか。

【No.61】接待飲食費の額に係る控除対象外消費税額等を 21 欄に含めていますか。

御注意

1 「3」欄には、次の区分に応じ、それぞれ次の金額を記載します。

(1) 期末の資本金の額又は出資金の額（資本又は出資を有しない連結親法人等については、措置法施行令第39条の93の規定により計算した金額）が1億円以下である連結親法人（資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人による完全支配関係がある連結親法人など、法人税法第66条第6項第2号又は第3号に掲げる連結親法人に該当するものを除きます。）…「1」の金額又は「八〇〇万円×当期の月数÷12」により計算した金額のうち少ない金額

(2) (1)以外の連結親法人…「0円」

2 「6」～「17」欄には交際費等に該当するものを含む科目については全て記載してください。

3 措置法第68条の66第4項に規定する飲食費について同項第2号の規定を適用する場合には、措置法施行規則第21条の18の4に規定する書類を保存する必要があります。

4 税抜経理方式を適用している連結法人は、交際費等に係る消費税等の額のうち控除対象外消費税額等に相当する金額を交際費等の額に含めて損金不算入額を計算する必要があります。